

2006(平成18)年12月20日

会 長 談 話

本日、本会の富田康正会員が大阪地方検察庁に逮捕されました。誠に残念な事態であり言葉もありません。

同会員の被疑事実の有無については、今後の検察庁の捜査及び裁判の結果を待つ必要がありますが、本会においても、綱紀委員会より、同会員が業務上横領の事実を自認した旨の報告と綱紀保持のため具体的措置を講ずる必要があるとする、同委員会調査手続規程第59条に定める意見具申を受け、理事者において同会員本人及び関係人から事情聴取する等、速やかに調査を開始しました。調査において、同会員も事実関係を認めたことから、同会員に対し、弁護士としての責任の重大性に思いを至し、自ら責任を明確にすることを求め、自首を勧めていたところ、それに応じ、本日、任意出頭し逮捕されるに至ったものです。

この事態は、被害者に対する背信行為であることはもとより、今も、誠実・真面目に職務を遂行し、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、日夜努力している多くの大阪弁護士会会員に対する背信行為でもあります。

今回の不祥事は、依頼者から預かった金員を自らのために流用・費消したというものであって、弁護士として絶対にあってはならない行為であり、誠に遺憾であります。本年度4人の会員の逮捕が相次ぎ、本会として痛恨の極みであります。

繰り返しになりますが、今後とも弁護士及び弁護士会が市民に信頼される存在であり続けるために、最善の努力を傾注し、更なる会員倫理の徹底と確立に向け、一層の努力を重ねていく所存です。

大阪弁護士会
会長 小 寺 一 矢

以上